平成２２年（フ）第２０号
沖縄県糸満市字糸満1319番地の１　大城第３アパート201号
債務者　下里　雪子（旧姓徳重）
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６号
沖縄県那覇市寄宮３丁目17番５号
債務者　神谷　綾子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８号
沖縄県那覇市鏡原町20番13号　Ａ－７
債務者　真栄城トシ子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５１号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目３番17―305号　沖縄復興ビル
債務者　知花　絵美（旧姓森本・山内・高橋）
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１８号
宮城県名取市那智が丘４丁目１番地の４
債務者　菅井　洋美
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
仙台市宮城野区二の森10番14号　ファミールスガワラＢ棟202
債務者　木村亮太郎
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字郷ノ目７番地
債務者　西川　　聡
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
宮城県名取市ゆりが丘５丁目16番地の４
債務者　佐々木智恵子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
仙台市宮城野区宮城野２丁目13番５―903号
債務者　加藤　和美
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
仙台市青葉区山手町15番18号　メゾン杜101
債務者　今野　美奈（旧姓早坂）
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
宮城県気仙沼市東中才442番地20　気仙沼鹿折住宅331号
債務者　加藤富士子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第７８１号
水戸市大場町2072番地の15、旧住所水戸市酒門町4223番地の５　メゾンコスモスⅢ棟101号
債務者　荘司　節生
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
茨城県笠間市旭町228番地７
債務者　和田　敏光
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
茨城県水戸市中河内町2515番地の１
債務者　蒲澤みち子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町32番地
債務者　関根　武尚
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
茨城県常陸太田市栄町3303番地の６
債務者　梶山　和子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目14番３号　ベル・ヴィレッジＡ棟101号
債務者　関　亜津子
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２８号
金沢市久安６丁目63番地
債務者　北村　庄三
１　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　金沢地方裁判所